

## 処 分 基 準

平成 2 9 年 2 月 1 7 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 2 3 条 第 5 項 において 準用 する 第 2 2 条 第 7 項
処 分 の 概 要 : 合格 証 明 書 の 返 納 命 令
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 長 野 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 第 3 条 第 1 号 から 第 7 号 まで ( 警 備 業 の 要 件 ) 、 第 2 3 条 第 4 項 ( 合 格 証 明 書 の 交 付 )
処 分 基 準 : 警 備 業 法 第 2 3 条 第 5 項 において 準用 する 同 法 第 2 2 条 第 7 項 各 号 に 該 当 し、 警 備 員 として 不 適 当 である と 認 め ら れ る 場 合 等 に は 合 格 証 明 書 の 返 納 を 命 ず る こと と す る。 こ こ で、 同 項 第 3 号 に 基 づ い て 合 格 証 明 書 の 返 納 を 命 ず る 場 合 と は、 警 察 官 の 制 服 に こと さ ら に 似 せ た 服 装 に よ る 警 備 業 務 の 実 施、 携 帯 を 禁 止 さ れ て い る 護 身 用 具 で あ っ て 著 し く 危 険 な も の を 携 帯 し て の 警 備 業 務 の 実 施 等 そ の 態 様、 動 機 等 が 悪 質 な 法 令 違 反 を 犯 し た 場 合 を い う も の と す る。
問 い 合 わ せ 先 : 長 野 県 警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 安 全 企 画 課 許 可 事 務 担 当 室 ( 電 話 : 026-233-0110)
備 考 :